

石川県公報

平成28年4月15日

第12893号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次	
○歳入の徴収事務の委託 (森林管理課)	1	○基本測量実施公告 (監理課)	2
○歳入の徴収事務の委託 (公園緑地課)	1	○企画提案の募集公告 (議会事務局)	2
公 告		公安委員会	
○平成27年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の 公表 (管財課)	1	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	3

告 示

石川県告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成28年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
県営林造成事業委託事業に係る間伐材等売 払代金の徴収事務	金沢市幸町12番1号	公益財団法人石川県 林業公社	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

石川県告示第223号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成28年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園の入園料の徴収事務	金沢市松島1丁目41 番地	北陸総合警備保障株 式会社	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
菱櫓等の入館料及び物品販売代金の徴収事 務	金沢市寺町1丁目33 番19号	株式会社アドバンス 社	〃

公 告

平成27年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表

政府調達に関する苦情の処理手続要領（平成8年石川県告示第366号）第8条の規定により、平成27年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成28年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

受付及び処理の件数 なし

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (「電子国土基本図(地図情報)」及び「国土広域情報」修正測量)	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	県内全域

企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

平成28年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達概要

(1) 調達件名及び数量

石川県議会インターネット中継システム 一式

(2) 調達内容

調達仕様書等による。

(3) 納入期限

平成28年8月31日

2 企画提案者の参加資格等

次の条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による参加者名簿に登録されている者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 他の地方公共団体からの委託等で同等のシステムの運用実績があること。

(5) 提案は、1者1件とする。

3 企画提案募集要領の配付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県議会事務局企画調査課調査・広報グループ

電話番号 076-225-1036

(2) 交付方法

(1)の交付場所において交付する。

4 企画提案書の提出場所等

(1) 企画提案書の提出場所及び問合せ場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県議会事務局企画調査課調査・広報グループ

電話番号 076-225-1036

(2) 企画提案書の提出期限

ア 提出期限 平成28年5月16日(月)午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、提出期限内必着とする。

5 企画提案の参加表明

(1) 表明期限 平成28年5月6日(金)午後5時

(2) 表明方法 企画提案募集要領に示す方法による。

6 企画提案書の採否及び委託契約

- (1) 4(2)アの提出期限までに提出のあった企画提案書について、後日審査員においてヒアリングを実施する。
- (2) 企画提案書の採否については、(1)のヒアリングの実施後2週間以内に参加者に対し書面で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議の上、委託契約を締結する。

7 その他

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 6(1)のヒアリングへの出席及び提出書類等の作成に要する経費は、参加者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。
- (3) その他詳細は、企画提案募集要領及び調達仕様書による。

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第44号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月15日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）津幡警察署管内の表に次のように加える。

176	内 灘 高 校 前	河北郡内灘町字千鳥台2丁目40番地先	H28. 3. 17
-----	-----------	--------------------	------------

別表第1（信号機の設置場所）七尾警察署管内の表に次のように加える。

165	天 神 川 原 町 東	七尾市天神川原町ハ部29番地1先	H28. 3. 17
-----	-------------	------------------	------------

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）七尾警察署管内の表に次のように加える。

27	主要地方道七尾	七尾市奥原町10部25番地5先から	終 日	約1,640 メートル
	能登島公園線	七尾市奥原町17部23番地先まで		

別表第11（最高速度の指定）小松警察署管内の表117の項を次のように改める。

117	市 道	小松市福乃宮町1丁目13番地先から	約580	毎時30キロ	終日	車両（けん引③を除く。）
	不動島清六線	小松市不動島町乙70番地先まで	メートル	メートル		

別表第15（路側帯）寺井警察署管内の表3の項を次のように改める。

3	市 道 94 号	能美市寺井町子108番地先から	約250 メートル	駐停車禁止
		能美市寺井町ワ180番地先まで（西側）		

